



(国分寺市ホームページ参照URL)

○国分寺市の景観まちづくり

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/shisei/houshin/koutsu/1012017.html>

□垣又はさくの構造の制限

[対象地区：史跡地区、低層住宅・小規模店舗調和地区、農住調和地区]

道路に面する垣又はさくの構造は次のいずれかのものとすることを示してください。ただし、地盤面からの高さが 0.6 m 以下のもの、門柱及び門扉についてはこの限りではありません。

①生垣又はフェンス等の透視可能なもの

②コンクリートブロック塀、石塀、万年塀、その他これらに類する構造の塀以外のもの  
で色彩や形状において周辺の住環境との調和に配慮したもの

□土地の利用に関する事項（敷地内緑化率）

[対象地区：低層住宅・小規模店舗調和地区、農住調和地区]

以下の事項について適合することを示してください。

なお、敷地内緑化率の算定にあたっては、「国分寺市まちづくり条例」の緑化整備基準を準用し、「緑地とする地積面積（敷地内緑地面積）」及び「樹木の植栽本数（換算緑化面積）」の両方を確保することが必要です。敷地内緑化計画について必要な場合は、建設環境部公園緑地課に相談することができます。

①敷地内緑化率 5 % 以上※（地区計画における努力目標は 15 % 以上）

②道路側の緑化に努めること

③敷地内に既存樹木がある場合はその保全に努めること

※国分寺市まちづくり条例第 6 章第 3 節の規定の適用を受ける開発事業については、敷地内緑化率の最低限度は当該条例別表第 5 に定める基準を適用しますのでご注意ください。